

## 蓮沼、松尾、山武、成東地区地域審議会 会議録

会 議 の 名 称	蓮沼、松尾、山武、成東地区地域審議会（平成 20 年度第 1 回）
開 催 日 時	平成 2 0 年 5 月 2 3 日（金） 開会 1 4 時 0 5 分 閉会 1 5 時 2 5 分
開 催 場 所	山武市役所 大会議室
出 席 者 氏 名	別添出欠席者名簿のとおり
欠 席 者 氏 名	〃
事 務 局 氏 名	別添事務局名簿のとおり
会 議 の 経 過	別添会議経過のとおり
会 議 概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状の交付</li> <li>・ 市長あいさつ</li> <li>・ 委員・職員の紹介</li> <li>・ 説明</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">（1）地域審議会について</p> <p style="margin-left: 2em;">（2）地域審議会の諸規程について</p> <p style="margin-left: 2em;">（3）山武市の行政組織について</p> <p style="margin-left: 2em;">（4）平成 20 年度山武市予算について</p>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蓮沼、松尾、山武、成東地区地域審議会次第</li> <li>・ 資料① 地域審議会について</li> <li>・ 資料② 地域審議会諸規程</li> <li>・ 資料③ 山武市行政組織機構図</li> <li>・ 資料④ 平成 20 年度予算</li> </ul>
そ の 他 必 要 事 項	

## 出 欠 席 者 名 簿

蓮沼地区地域審議会委員		
職 名	氏 名	出欠
会 長	今 関 紘	○
副会長	石 橋 宏	○
委 員	秋 葉 修	○
委 員	石 橋 滝 夫	○
委 員	金 杉 倫 江	○
委 員	川 島 光 夫	○
委 員	森 口 三 郎	○
委 員	山 崎 清	○
委 員	浅 野 三 夫	×
委 員	飯 島 正 夫	○
委 員	土 屋 健	○
委 員	藤 井 宗 二	○

出席   11  名    欠席   1  名

松尾地区地域審議会委員		
職 名	氏 名	出欠
会 長	佐 瀬 孝 一	○
副会長	奥 田 政 美	○
委 員	小 川 一 郎	○
委 員	小 棚 昌	○
委 員	玄 地 章 郎	○
委 員	實 川 克 友	○
委 員	地布久 勝 夫	○
委 員	花 澤 政 芳	○
委 員	土 屋 秀 雄	○
委 員	古 谷 眞 一	×
委 員	秋 葉 利 一	×
委 員	周 東 慶 幸	○
委 員	古 谷 正三郎	○
委 員	山 田 碩 克	○
委 員	渡 邊 仁	○

出席   13  名    欠席   2  名

山武地区地域審議会委員		
職 名	氏 名	出欠
会 長	猪 野 源 治	○
副会長	高 橋 照 美	○
委 員	伊 藤 嘉 一	○
委 員	齊 藤 美由紀	○
委 員	鈴 木 章 浩	○
委 員	中 原 佐智子	○
委 員	松 村 俊 紹	○
委 員	蕨 明 久	○
委 員	宇 井 正 己	○
委 員	野 嶋 正 宏	○
委 員	平 山 文 昭	○
委 員	慶 増 倭 枝	○
委 員	藤 田 和 也	○
委 員	山 本 聰	○
委 員	山 本 誠	○

出席   15  名    欠席   0  名

成東地区地域審議会委員		
職 名	氏 名	出欠
会 長	高 木 壽	○
副会長	山 田 成 雄	○
委 員	秋 山 盛 三	×
委 員	川 口 和 義	○
委 員	小 山 和 典	○
委 員	齋 藤 芙美江	○
委 員	野 口 よし子	○
委 員	若 林 清 文	○
委 員	諏 訪 富美江	○
委 員	田 邊 孝 雄	○
委 員	湖 島 克 己	○
委 員	小 杉 秀 文	○
委 員	土 屋 力	○
委 員	戸 村 文 夫	○
委 員	並 木 久 栄	○

出席   14  名    欠席   1  名

事務局名簿

所 属	職	氏 名	備 考
総務部	部 長	土 屋 守	
〃 企画政策課	課 長	秋 葉 栄 一	
〃	主 幹	石 橋 昌 美	
〃 企画係	係 長	小 川 陽	
市民部蓮沼出張所	所 長	椎 名 和 幸	蓮沼地区連絡調整
〃	主 査	樋 口 義 幸	〃
〃 松尾出張所	所 長	鈴 木 陽 夫	松尾地区連絡調整
〃	主査補	土 佐 達 夫	〃
〃 山武出張所	所 長	若 名 伸 英	山武地区連絡調整
〃	主 査	浅 野 光 好	〃
総務部企画政策課企画係	主査補	田 中 英 紀	各地区地域審議会事務局 兼成東地区連絡調整
〃	主任主事	土 屋 智 子	〃
〃	主 事	伊 藤 佐智穂	〃

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>大変お待たせしました。</p> <p>定刻を過ぎましたので、ただいまより平成20年度第1回各地区地域審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます総務部長の土屋といたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、またお忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。</p> <p>今回ですが、第2期の地域審議会の第1回目の会議であります。通常地域審議会は、地区ごとでの開催となりますが、今回は第2期委員の最初の会議であることから、委嘱状の交付をさせていただき関係上、合同の会議とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>なお、本日の会議構成でございますが、前半は、委嘱状の交付及び地域審議会に関する説明について行い、その後、休憩を挟んだのち、後半では、地区ごとでの会議を行うこととなります。</p> <p>その際、会議の進行をスムーズに行うため、地区ごとに会議室を用意してございますので、お手数をおかけしますが、それぞれ指定の会議室の方へ移動をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、会議次第により、第2期地域審議会委員の委嘱を行わせていただきます。</p> <p>これから市長より委嘱状の交付がございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、委嘱状の交付につきましては、地区ごとに行いますので、私のほうでお声をかけましたら、申しわけございませんが、席次順のまま演壇に向かって、右から一列に並んでいただき、委嘱状の受け取りをお願いします。</p> <p>それでは、蓮沼地区の方、前をお願いします。</p> <p>(蓮沼地区、松尾地区、山武地区、成東地区の順に委嘱状を交付)</p>
事務局	<p>以上で、委嘱状の交付を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
市長	<p>それでは、ここで市長よりあいさつをお願いしたいと思います。</p> <p>皆様、こんにちは。今日は暖かくなりまして、4月の不順な天候がようやくここへ来まして落ちついたかなという感じでございますが、審議委員の皆様方には、このたび2年が経過いたしましたして、新たに審議委員をお願いいたしましたところ、引き続きお受けいただく方、そして、このたび新しく審議委員になっていただく方と、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。</p>

後ほど地域審議委員の皆様方のお役目と申しますか、当山武市におけるご活躍のあり方というものについてご説明もございまして、また皆様方でもいろいろとお話し合いがあろうかというふうに思います。

この2年間、さまざまな形でご提言をいただきまして、私どもも精いっぱい、行政のあり方について皆様方のご意見を取り入れさせていただいたつもりではおりますけれども、一つ一つのご提案につきましても、何もできていないのではないかと申すおしかりを受けるのかもしれない。ただ、合併後の慌ただしい中で、皆様方からいただきましたご意見というのは大変重要だと受けとめまして、真剣に考え、でき得る限り日々の仕事に反映をさせていただいたつもりでございまして。

2年がたちました。いろいろな機会を通じまして、合併のメリットがないのではないかと申す声が非常に大きく聞かれます。この中には、やはり今まで身近なところにあった行政が遠のいてしまったと肌で感じるものが多いというふうに感じることはありますが、ただ、合併をしたことによって、生じた問題もございまして、この2年間におかれては、行政に大変大きな変化がございました。そういった意味で、合併によって生じた問題と、それから合併にかかわらず、最近の地方自治の変化によって生ずる問題というふうに2つに分けて考えましても、これも正しく将来の山武市のあり方に反映ができないと、こんなふうに考えてございまして。

2年間やってみまして一番感じますのは、やはり非常に広範囲の中から、46平方キロメートルの山武市全体に、本当に心配りが届いているのかなという心配がございまして。そういった意味で、地域審議委員の皆様方が地区の問題を、地区の代表として真剣にお考えいただき、山武市のあり方が偏らないということで、いろいろとお考えをいただき、意見をいただくのは大変重要なことだというふうに考えてございまして。

第2次の地方分権が進行中であります。その中でますます地方のあり方というものには独立性が求められてまいりました。これは裏を返せば、自らの地域は自らでつくってほしいという国の考え方でありまして。悪く言えば、地方の問題はもう国が面倒を見切れないから自分たちでやってくれということにもなりますが、私としては、合併というこの経験をしました山武市にとりまして、今、ある意味では新しいまちづくりの時期でもありまして、この地方分権の波をチャンスとしてとらえ、前向きに取り組んでいくということによりまして、おもしろい時代を生きているのではないかと、このように考えています。

しかしながら、非常に日本の経済の状況は悪うございまして、税収1つとりましても、これから先、厳しい状況、伸びのない状況というものが予想されます。一方で山武市の人口も伸びないというよりは減り気味になっております。よく言われます右肩下がりというものが、実感として行政の中におきましても感じるわけでありまして。今までは国の経済が伸びているときには、問題を先送りしましても、これは何とか解決ができたというこ

	<p>とありますが、問題を先送りしますと、右肩下がり、縮小経済の時代ですと問題は大きくなるばかりということですので、迅速に一つ一つの問題に対処しなければいけないというふうに考えております。</p> <p>ところが、行政の仕組みに始まりまして、世の中のあり方すべて、やはり仕組みというものはなかなか変えにくい。世の中の変化が先になってしまい、それに合わせた仕組みづくりとなるのは、どうしても何年かおくれるということで、すべての局面におきまして問題が生じてきているということでありまして、そういったことを積極果敢に自ら変えていくという努力をしていかなければならないと考えます。</p> <p>ある意味では、行政全般にわたって、ゼロから考え直すという時代を、私たちは今、生きているのかもしれないというふうに考えております。</p> <p>そんなことを考えますと、皆様方と行政が同じ目線で物を考えたり、今まではどちらかといいますと、行政というものは計画をしたり要綱づくりをしたりしまして、皆様にお示しをし、こういった形でやってくれというところから出発をいたしましたけれども、これからの地域づくりというのは、皆様方と行政が同じ目の高さで問題をとらえ、理解をし、そしてご一緒に考えて、新しい仕組みをつくっていききたいなど、そのように考えておりますので、ぜひとも行政と市民がまじり合っているという意味で、混在したような形で物事が進んでいくということが求められているというふうに思っております。</p> <p>地域審議委員の皆様方には、それぞれのお立場、そして山武市全体をどのように考えるか、両面からいろいろとお考えいただき、ご意見をお出しいただきまして、新しい山武市づくりにこれからの2年間、ご尽力を賜ることをお願いを申し上げます。雑駁ではありますが、私からのごあいさつといたします。どうぞよろしくごお願い申し上げます。（拍手）</p> <p>事務局 ありがとうございます。</p> <p>それでは、次第の4、委員・職員の紹介に入らせていただきます。</p> <p>委員の皆様のご紹介でございますが、私のほうでお名前を読み上げさせていただきます。その際、恐縮でございますけれども、自席にてご起立のほどをお願いしたいと思います。どうぞよろしくご願います。</p> <p>それでは、蓮沼地区のほうからお名前を読ませさせていただきます。</p> <p>秋葉修様。</p> <p>秋葉委員 はい。よろしくご願います。</p> <p>事務局 石橋滝夫様。</p> <p>石橋委員 よろしくご願います。</p> <p>事務局 金杉倫江様。</p> <p>金杉委員 よろしくご願いたします。</p> <p>事務局 川島光夫様。</p> <p>川島委員 よろしくご願います。</p> <p>事務局 森口三郎様。</p>
--	--

森口委員 事務局	よろしくお願ひします。 山崎清様。
山崎委員 事務局	はい、よろしくお願ひいたします。 浅野三夫様は、きょう、欠席でございます。 飯島正夫様。
飯島委員 事務局	飯島でございます。よろしくお願ひします。 石橋宏様。
石橋委員 事務局	よろしくお願ひいたします。 今関紘様。
今関委員 事務局	よろしくお願ひします。 土屋健様。
土屋(健)委員 事務局	土屋健です。よろしくお願ひします。 藤井宗二様。
藤井委員 事務局	よろしくお願ひします。 続きまして、松尾地区でございます。 小川一郎様。
小川委員 事務局	よろしくお願ひします。 小柳昌様。
小柳委員 事務局	よろしくお願ひします。 玄地章郎様。
玄地委員 事務局	よろしくお願ひします。 實川克友様。
實川委員 事務局	よろしくお願ひします。 地布久勝夫様。
地布久委員 事務局	よろしくお願ひします。 花澤政芳様。
花澤委員 事務局	よろしくお願ひします。 奥田政美様。
奥田委員。 事務局	よろしくお願ひします。 佐瀬孝一委員
佐瀬委員 事務局	よろしくお願ひいたします。 土屋秀雄様。
土屋(秀)委員 事務局	よろしくお願ひします。 古谷眞一様は、きょう、欠席ということです。それから秋葉利一様も欠席ということでございます。 周東慶幸様。
周東委員 事務局	よろしくお願ひします。 古谷正三郎様。
古谷(正)委員 事務局	よろしくお願ひします。 山田碩克様。

山田(碩)委員 事務局 渡邊委員 事務局  伊藤委員 事務局 齊藤委員 事務局 鈴木委員 事務局 中原委員 事務局 松村委員 事務局 蕨委員 事務局 猪野委員 事務局 宇井委員。 事務局 野嶋委員 事務局 平山委員 事務局 慶増委員 事務局 高橋委員 事務局 藤田委員 事務局 山本(聰)委員 事務局 山本(誠)委員 事務局  川口委員 事務局 小山委員	<p>よろしくお願ひします。 渡邊仁様。 よろしくお願ひします。 続きまして、山武地区でございます。 伊藤嘉一様。 よろしくお願ひします。 齊藤美由紀様。 よろしくお願ひします。 鈴木章浩様。 よろしくお願ひします。 中原佐智子様。 よろしくお願ひします。 松村俊紹様。 よろしくお願ひします。 蕨明久様。 よろしくお願ひいたします。 猪野源治様。 よろしくお願ひいたします。 宇井正己様。 よろしくお願ひします。 野嶋正宏様。 よろしくお願ひいたします。 平山文昭様。 よろしくお願ひします。 慶増倭枝様。 よろしくお願ひします。 高橋照美様。 よろしくお願ひします。 藤田和也様。 よろしくお願ひいたします。 山本聰様。 よろしくお願ひいたします。 山本誠様。 よろしくお願ひします。 続きまして、成東地区でございます。 秋山盛三様は、欠席となっております。 川口和義様。 よろしくお願ひいたします。 小山和典様。 はい、よろしくお願ひいたします。</p>
---	--



事務局	齋藤芙美江様。
齋藤委員	よろしくお願ひします。
事務局	野口よし子様。
野口委員	よろしくお願ひします。
事務局	若林清文様。
若林委員	よろしくお願ひします。
事務局	諏訪富美江様。
諏訪委員	よろしくお願ひします。
事務局	高木壽様。
高木委員	よろしくお願ひします。
事務局	田邊孝雄様。
田邊委員	よろしくお願ひします。
事務局	山田成雄様。
山田(成)委員	よろしくお願ひします。
事務局	湖島克己様。
湖島委員	よろしくお願ひします。
事務局	小杉秀文様。
小杉委員	どうぞよろしくお願ひします。
事務局	土屋力様。
土屋(力)委員	よろしくお願ひします。
事務局	戸村文夫様。
戸村委員	よろしくお願ひします。
事務局	並木久栄様
並木委員	よろしくお願ひします。
事務局	委員の皆様、どうぞよろしくお願ひします。
	続きまして、職員の紹介をさせていただきます。
	職員でございますけれども、総務部参事の齋藤光一ですが、本日、他の業務のため欠席しておりますので、企画政策課長からご紹介させていただきます。
企画政策課長	企画政策課長の秋葉栄一です。
事務局	はい、よろしくお願ひします。
企画政策課主幹	主幹の石橋昌美です。
事務局	よろしくお願ひします。
企画係長	企画係になります。係長の小川陽です。
事務局	よろしくお願ひします。
蓮沼出張所長	市民部蓮沼出張所所長の椎名和幸です。
事務局	よろしくお願ひします。
蓮沼出張所	それから、主査の樋口義幸です。
事務局	ご苦労さまです。
事務局	続きまして、松尾出張所長の鈴木陽夫です。

松尾出張所長 事務局	よろしくお願いいたします。 主査補の土佐達夫でございます。
松尾出張所 事務局	よろしくお願ひします。 山武出張所所長の若名伸英です。
山武出張所長 事務局	よろしくお願いいたします。 主査の浅野光好です。
山武出張所 事務局	よろしくお願ひします。 企画係の担当事務をしております田中英紀です。
企画係 事務局	よろしくお願ひします。 それから、土屋智子です。
企画係 事務局	よろしくお願ひします。 伊藤佐智穂です。
企画係 事務局	よろしくお願いいたします。 以上となります。よろしくお願ひしたいと思ひます。
	<p>申しおくれましたが、私、総務部長の土屋と申します。このメンバーで、各地区へお伺いすることになります。それぞれ担当の方、どうぞお見知りおきのほどをお願ひしたいと思ひます。</p> <p>ここで大変申しわけないのですが、市長のほう、所用がございまして退席させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>(市長退席)</p>
事務局	<p>それでは、次第に戻りまして、5. 説明に入るところでございますが、その前に本日の出席状況、それから会議資料の確認をさせていただきたいと思ひます。</p>
	<p>まず、本日の欠席者でございますけれども、先ほど少しお話しさせていただきましたが、4名の方がいらっしゃいます。しかし、各地区とも過半数を超えた出席をいただいておりますので、平成20年度第1回各地区地域審議会は成立いたしますこと報告させていただきます。</p> <p>次に、お手元の資料の確認でございますけれども、今、お手元のほうに配られている資料でございますが、まず、会議次第となります。皆様、ございますか。それから地区別会議資料と受付のほうで配付させていただいた席次表ということで3種類となりますが、ございますか、よろしいですか。</p>
事務局	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>なお、地区別会議資料のほうでございますけれども、地区ごとに作成されておりますので、内容を確認していただきたいと思ひます。これらが本日配付させていただいているものでございます。よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。</p> <p>なお、説明に対する質問でございますが、すべての説明が終了した後、まとめてお受けしたいというふうに思ひますので、ご了承のほどをお願ひ</p>

企画政策課長

します。

それでは、（１）番の地域審議会について、秋葉課長より説明いたします。どうぞ。

本日は、お忙しいところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

合併後、３年目を迎えて、第２期の地域審議会委員の皆様方、本当にご苦労さまでございます。地域住民の期待を一手に担って、これからご活躍をいただきたいというふうに考えております。また、２期目の委員の総数は、冒頭にも市長のほうからお話がありましたように、総数で**57名**の方が委員としてご協力をいただくことになりました。また今回、ほぼ半数に当たります**29名**の方が新たな委員に委嘱されたというようなことでございます。２期目を迎える方、新しく委員になられた方が混在しておりますけれども、一応、部長のほうからも説明がありましたとおり、地域審議会についてのお話をこれから４項目にわたりましてお話をさせていただきたいと思っております。

それでは初めに、地域審議会についてということでご説明をさせていただきますが、何分にも大項目が４つもございますので、時間の関係上、大変申しわけございませんけれども、簡潔にご説明をさせていただきますこととお許しいただきたいと思います。

それでは、お手元のレジメを何ページかめくっていただきますと、資料の右上に①というものがございます。これにつきましてご説明を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは初めに、山武市における地域審議会設置の経緯というようなことでございまして、これは平成17年2月14日に開催されました第1回山武中央合併協議会におきまして、協議第10号、協定項目7、地域審議会の取扱いにより、合併前の成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の各地区に地域審議会を新市において設置することが確認されております。

この地域審議会の制度は、新市の施策の全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映していくことができるように創設されたものでございます。合併により区域固有の意見の反映ができにくくなること、住民と行政との距離が遠くなるなどの懸念に対応するため、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明のための新たな仕組みということでございます。

次に、２番目の制度の趣旨、３番目の地域審議会の法令上の位置づけについて、あわせてご説明を申し上げます。

初めに、趣旨でございますけれども、地域審議会の委員の身分につきましてご説明を申し上げます。これも市長のほうからお話があったことですが、審議委員さんは、地方自治法第138条の4、第3項に基づく新市の長の附属の機関というように明記されております。身分は非常勤の特別職に該当することから、審議会の出席に応じて報酬をお支払いいたしま

す。しかしながら、任意で開催する勉強会並びに説明会等は、報酬のほうは、お支払いの対象となりませんのでご了解願いたいと思います。また報酬のお支払いについては、山武市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例によりまして、その他の各審議会の委員に該当することになりますので、日額6,400円が支払われることになります。

次に、次のページになりますけれども、4項目の地域審議会の役割、これは大変重要な項目でございます。

この地域審議会は、市が処理する事務に関し、市長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき市長に意見を述べる機関であるという役割がございます。

それでは、どういうものかということを具体的に示させていただきました。

市長の諮問に応ずる事項ということで、①としまして新市建設計画の変更、②としまして新市建設計画の執行状況、これは定期的なもの、③としまして当該区域を単位とする地域振興のための資金の運用、④といたしまして基本構想・各種計画の策定、変更などがございます。最後に⑤として市長が必要と認める事項というようになっております。

また、必要と認める事項については、どういうものがありますかということで、その次に列記させていただいております。

①としまして新市建設計画の執行状況、先ほど説明させていただいたのは、定期的な諮問であり、必要と認める事項としましては随時お願いすることもありますということです。②としまして公共施設の設置・管理運営、③としまして福祉・廃棄物処理・消防等の施設の実施状況、④としまして当該区域のみ行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業というように明記がされております。

次に、5番目としまして、地域審議会の設置期間につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、町村合併の直後という特別な状態におきまして特例的な制度でありまして、また何度も繰り返すように、新市の建設計画との整合性を鑑みませんとならないということで、地域審議会について、10年間を設置期間にしております。つまり、平成28年3月31日までということになっております。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、本日5月23日、第2回目は8月ごろを予定しております。なお、本日、これから地区別で会長さん、副会長さんを選出していただくという段取りがあります。それから、第2回目を開催する前に、会長、副会長さんにお集まりいただいて協議することもあるかと思っております。しかしながら、2回目は8月を予定しております。2回目以降の審議につきましては、当然、地区の事業等がございますので、各地区の状況によって開催をしていただきたいというふうに考えております。本年度は、今回を入れまして3回ほどの開催を予定してい

<p>事務局</p> <p>企画政策課主幹</p>	<p>るということでございます。</p> <p>大変雑駁な説明で申しわけございませんが、以上で（１）の地域審議会についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の（２）ということ、地域審議会の諸規定ということ、石橋主幹から説明いたします。</p> <p>企画政策課の石橋でございます。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、引き続きましてお手元の資料、右上にございます資料②でございます。</p> <p>これにつきましては、先ほどご説明がございました合併の協定項目でございます。協議第10号ということ、この中でございますが、文章は4行ございますが、なお書きの部分でございます。「なお、地域審議会の組織及び運営については、地域審議会の設置に関する協議のとおりとする」ということになってございます。ということで、地域審議会の取り扱いにつきましては、ここで規定をされているというところでございます。</p> <p>次のページでございますが、地域審議会の設置に関する協議についてご参照いただきたいと思います。</p> <p>これにつきましては、先ほどご説明がありましたように、各地区に地域審議会を置くというのが第1条でございます。</p> <p>続きまして、設置期間でございますが、平成18年4月1日から28年3月31日ということでございます。</p> <p>続きまして、所掌する事務でございますが、これも先ほどご説明がありましたように、大きく分けると、第1項でございますが、これにつきましては、市長の諮問に応じて審議し答申するという事項でございます。これが5つあるわけでございます。その中で第1号、2号、新市建設計画でございますが、これはもうご存じだと思いますが、平成20年を起点といたしました総合計画を新たに作成しております。ということで、総合計画ということで読みかえをするということになるかと思えます。</p> <p>その中で、3番目でございます。地域振興のための基金の活用に関する事項という事項がございます。これにつきましては、合併特例法等の規定に基づきまして基金を積み立てております。これは平成18年、19年度でそれぞれ各年度10億円の積み立てをしておりまして、現在20億円の地域振興基金という基金を積み立てております。その運用基金が約2,500万円、利息でございますが、これが今後、生ずるということになっております。この利息を活用して、地域の振興に役立てるとということで、地域審議会の皆様方にご協議をいただくという大きな仕事が出てくるわけでございます。ということで、所掌事務の今年度大きな協議事項ということで、3号の地域振興のための基金の活用に関する事項ということが今年度以降の大きな協議事項になってくるということになるかと思えます。</p> <p>続きまして、第2項につきましては、市長に意見を述べるということで、この答申と意見を述べるということが所掌事務ということ</p>
---------------------------	--

になっていると思います。

続きまして、組織でございますが、審議会は15名以内をもって組織をするというところでございます。

続きまして、委員でございますが、委員の資格でございますが、山武市に住所を有する者または勤務する者ということが資格の要件となっております。その要件の中で、1号から3号までに該当する者ということでございます。ということですので、そのいずれかの資格がなくなったときには、委員の職を失うということになります。ということで任期でございますが、任期は2年ということでございます。今回につきましては、平成20年4月1日から22年3月31日までが任期ということでございます。

それから次のページをご参照いただきたいと思います。

会長、副会長、7条でございますが、審議会に、委員の互選によりまして、会長、副会長をそれぞれ1名ずつ選任していただくというところでございます。

続きまして、会議でございます。審議会の会議でございますが、当初の会議につきましては、市長が招集をしておりますが、それ以外の会議につきましては、会長が招集をするということでございます。

続きまして、会議でございますが、委員の過半数の出席でもって成立をするというところでございます。

続きまして、審議会の議事でございますが、出席委員の過半数で決するというところでございます。

それから、第7項でございます。会議は、原則として公開で行うというところでございます。

以上が地域審議会の設置に関する協議の内容でございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

次のページでございますが、これにつきましては、各地区に審議会を設けているわけですが、これの運営に関する要綱ということでございます。内容については、各地区それぞれすべて同じでございます。

ここでございますが、第2条の会議録に関する事項でございますが、地域審議会の会議につきましては、会議録を作成していただくと。それに議長の指名する委員2人の署名をいただくというところが規定されているところでございます。

続きまして、3条、会議録の公開でございます。会議録及び会議資料は、原則として公開をするというところになっております。

ということで、諸規定の説明でございましたが、地域審議会におけます所掌事務、それから各地域審議会におけます要綱についてのご説明でございました。よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

それでは、(3)山武市の行政組織についてということで、こちらにつきましては企画の小川係長のほうから説明いたします。

事務局

<p>企画政策課</p>	<p>企画政策課の小川でございます。</p> <p>(3) の山武市の行政組織については、私のほうからご説明をさせていただきます。</p> <p>資料でございますが、右上の資料③になりますので、こちらをごらんになっていただければと思います。</p> <p>白抜きの文字のほうが今年度より変更になった部署になっております。</p> <p>新年度を迎えますして約2カ月たちましたが、一応各部門の説明をさせていただきます。</p> <p>上のほうから、総務部、こちらは主に市の管理部門ということで業務を行っております。総務課、秘書広報課、企画政策課、財政課でございます。空港対策室が一部松尾庁舎のほうにございます。</p> <p>続きまして、その下の市民部でございます。こちらは市民情報の管理、市民活動の支援等の所掌事務を行っております。今年度の変更点といたしましては、市民課の国保年金係を国民健康保険係と高齢者医療年金係の2係に分けて設置してございます。それから市民課、市民活動支援課、課税課、収税課、あとは山武出張所、蓮沼出張所、松尾出張所というふうになってございます。</p> <p>続きまして、保健福祉部でございます。こちらは松尾のITセンター内で事務をとり行ってございます。主に市民の健康支援、福祉の支援を行ってございます。こちらも今年度の変更点につきましては、子育て支援課の幼保一元推進室を配しまして、なんごうこども園、それと、まつおこども園、2つのこども園を新たに設置してございます。社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康支援課でございます。</p> <p>続きまして、経済環境部でございます。こちらは主に市の産業、観光、環境部門の所掌事務をとり行ってございます。今年度の変更点でございますが、農林水産課にバイオマス推進室を新たに設置しまして、バイオマス関連事業の推進を行っておるところでございます。それから農林水産課、商工観光課、環境保全課でございます。</p> <p>続きまして、都市建設部でございます。こちらは主に市道の維持管理、都市整備部門等を行ってございます。土木課、都市整備課の2課でございます。</p> <p>それから、教育部でございます。こちらは松尾の庁舎内の中でございます。幼稚園、小学校、中学校の維持管理、市民の生涯学習、生涯スポーツの推進等の事務を行っております。教育総務課、学校教育課、指導室、生涯学習課、スポーツ振興課でございます。</p> <p>その他、公園部門といたしまして、自動車教習所、水道事業部門として水道課を設置してございます。</p> <p>合併3年目を迎えますして、より一層の市民サービスを目指して、市役所一丸となって取り組んでいるところでございますので、よろしく願います。</p>
--------------	---

事務局	<p>私のほうからは以上でございます。</p> <p>次の（４）平成20年度山武市予算について、こちらにつきましては、担当の田中のほうから説明いたします。</p>
企画政策課	<p>それでは、私のほうからは、山武市の平成20年度の予算について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料④をごらんになってください。一番最後のページになります。</p> <p>この資料は広報「さんむ」の5月号で掲載されていますので、皆さん、一応ごらんになっているかとは思いますが、この資料が非常にわかりやすい形になっておりますので、こちらをもとに説明させていただきます。</p> <p>まず、平成20年度予算の基本方針としましては、一体性の確保と均衡ある発展及び財政基盤の安定強化を目標に、身の丈予算を基本として、物件費等にシーリング設定を掛け、こちらは、同一のパーセンテージを掛けて、前年度より予算を抑える手法であります。このような形の設定のほか、まちづくりの施策に基づいて、効率的かつ効果的な行財政運営を行うため、それぞれの部単位で予算を編成させていただいたところです。</p> <p>全体的な予算規模ですが、一般会計によりますと、このページの左側のほうを見ていただくとわかりますが、209億2,200万円、前年度比で1.8%増となっております。こちらの内容については、増加した要因としましては、成東東中学校の建設、防災行政無線施設整備事業、あと成東総合運動公園整備のため、平成10年度に借り入れた地方債の計画的な繰上償還や、国の制度に基づく公的資金補償金免除繰上償還により公債費が増になったことなどによって、前年度より微増ですがふえております。</p> <p>では、この平成20年度一般会計209億の内訳についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、歳入のほうですが、資料の右側の下の段の円グラフのほうを見ていただくとわかるかと思えます。</p> <p>まず、歳入の予算編成のほうですが、自主財源として48.2%、依存財源として51.8%という形となっております。自主財源のほうの内訳としましては、市税27.7%の約58億円、あと繰入金13.8%の29億ということになっております。また依存財源としましては、地方交付税26.9%、これが約56億円、あとは市債7.2%の15億円となっております。こちらのほう、市債のほうとしましては、先ほど申しましたとおり、教育施設整備事業のために市債のほうを起しております。</p> <p>次に、歳出予算の説明をさせていただきます。まず歳出面の目的別予算について説明させていただきます。</p> <p>歳出予算の目的別の予算を見ますと、まず民生費のほうが21.3%、こちらのほうは、その上段の方を見ていただきますとわかりやすいかと思いますが、高齢者や障がい者、児童福祉などに利用されておまして、こちら</p>



の額が約44億4,000万円になっております。市民1人当たりで計算しますと7万5,375円使われているというふうになります。

次に公債費、こちらのほうは41億1,000万円ですが、こちらは先ほど説明させていただいたように、成東総合運動公園整備事業とか、いままでに起こされた借金に対する返済額なのですけれども、そういったところを計画的に繰上償還や公的資金補償免除繰上償還というような国の方針に基づいた形で繰上償還をしていますのでこのように増えております。

次に、教育費になりますと15.3%で32億円になります。こちらのほうは学校や公民館、図書館などで使われております。蓮沼小学校の耐震補強整備とか成東東中学校の改築工事、こういったものに使われております。

次に、総務費ですが、総務費のほうは28億8,000万となっております。こちらのほうは総合事務組合負担金や広域行政組合負担金、そういった市役所の整備など、成東庁舎、第2庁舎という仮称名称ではありますが、法務局の改修などそういったところも含まれております。

次に、衛生費になりますが、こちらのほうは27億3,000万ということで、こちらのほうは山武郡市の環境衛生組合の負担金、あとは国保成東病院の負担金、東金市外三市町清掃組合の負担金等になっております。

次は、消防費12億5,000万円になりますが、こちらのほうは消防費ということで行政組合の負担金の広域行政の消防の負担金とか、また防災行政無線のシステム総合整備工事等が行われる予定となっております。このような流れになっております。

次の円グラフを見ていただきますと、今度は性質別ということになります。性質別については歳出予算の209億のうち、先ほどは目的別ということでしたが、今度はそれを、同じ歳出予算ではありますが性質的なもので見えますと、今度はそのうち人件費が19.8%、こちらは我々職員等にかかる人件費になっております。

公債費19.7%、こちらは先ほど説明させてもらいましたように、繰上償還とか、そういったものに係るものの割合となっております。

次に、補助金、こちらのほうは組合の負担金とか、そういった活動及び負担金、そういったものになります。

次に、物件費というような形になっておりますが、物件費については、こちらのほうは、その他いろいろ、建設以外にかかるような費用になっております。

次に、普通建設事業費、先ほど説明させてもらった学校施設の整備事業とか蓮沼小学校耐震補強及び外壁防止工事等、そういったことに使われております。

1年でそのような形の枠で今年度の20年度予算のほうは構成されております。

そのほかに特別会計という形で、国民健康保険とか老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計等、そういったもので119億円が組み立てられておりま

<p>事務局</p>	<p>す。また公営企業会計としまして、水道事業会計、また松尾の自動車教習所の事業会計で6億円の予算が組まれておるところであります。</p> <p>今年度の主な歳出のものとしましては、やはり先ほど説明させていただきましたように、蓮沼小学校の耐震補強工事とか、また成東東中学校の改築工事などの教育費、また国民健康保険、老人保健、また介護保険の繰出金や、新たに創設された後期高齢者医療に係る負担金、あと、こども園運営事業費などを含む民生費、あと先ほども申し上げていますが、成東総合運動公園、そういったところの事業債の計画的な繰上償還とか公債費、そういったもの、借金の返済額になるのですが、そういったものを含む公債費が、主な歳出として予算が編成されております。</p> <p>なかなかうまくまとまらなくて申しわけありませんが、以上、私のほうからは予算についての説明を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>以上で、説明のほうは終わらせていただきます。</p> <p>多分、雑駁な説明なので、不明な点もあろうかと思えます。</p> <p>ただいまよりご質問のほうを承りたいと思えますので、質問される際、挙手の上、地区名と名前をおっしゃっていただいてから発言という形でお願ひしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>質問のほう、お願ひします。</p>
<p>土屋(健)委員</p>	<p>土屋です。</p> <p>細かくてちょっと、ふだん勉強していないせいか、十分把握できていないところがあるのですが、基本的な問題で、ちょっと発言させていただきます。</p> <p>合併した3月27日は18年でしたね、その年の1月に、急に千葉日報に毎年出る首長さんたちのご意見がだされました。特例債につきましては、ある人は目玉にだまされている、ある人はぼたもちを目の前にして食べないわけにいかない、大きく分かれたわけですけれども、その後、現在までの中で合併協議会の様子について、定期的に説明が町村ごとに行われた席で、まだ私たちが十分理解されない段階では、そういう国からお金がもらえるならば、大いにそれを使って、この際、十分起債ができないようなものも多いに起債して、つくったらいいのではないかという話もよく耳にしたわけですが、現在に至りまして、会合のたびに、市長さんから財政の厳しさを訴えられております。</p> <p>この基本的な問題ですけれども、いすみ市では、市長さんが保守系の市長さんですが、御宿は合併に入らなかったわけですけれども、この10年後、もう8年後ということになりますでしょうか、そのときに9割、7割、5割、3割、1割と、だんだん特例債のほうの合併に基づく交付税は旧町村ごとに現在計算されているわけです。ですから、合併しないものとみなして、それぞれの人口とか面積を一応最重点にという基本方針が、方向が少し変わってきていますけれども、全体的には減りながらも、東金市</p>

のように、既に合併した市町村の人口がほぼ6万人、向こうがちょっと多くなりましたが、こっちが減りましたけれども、合併する前の資料では、地方交付税は10対6でした。こっちの合計が10、向こうが6ですね。ただし、東金市は、やはりいろんな意味での収入が多く、予算規模もちょっと上なのですけれども、そういう中で、合併したこと余裕ができたとの勘違いをしてしまうと、つい合併、このまましないと、このままでは各市町村はやっていけないのだという説明を受けると、合併したらお金が大分集まるというか、特例債、特にね、貧乏人が集まっても貧乏人なのですが、借金の駆け込みも多かったし、本当は借金だらけなのですから、うっかりすると特例債を当てにした考え方が多く見られるのですけれども、ここで改めて確認したいのは、まず100万円を特例債で使ったと、何か建物を建てたとしますと、わかりやすいので100万円としますと、5万円は、まず町が持つと。95万円の残りのうちの70%を国が持つと。計算しますと95掛ける30%を市町村が持つわけですから、合計して28億5,000円ですか、ごめんなさい、100万円と言いましたが100億にしましょう。最初の5億を足すと33.5億円ということになりまして、1割る3は33.333ですから、3分の1ぐらいは必ず市が負担、借金を抱え込むということになるので、やたらとは特例債を使えないのだということが多いですね、そのことは間違いないわけですから、私たちとして33.5を覚えにくいならば、3分の1、100億で33.3億円はというふうな感じでとらえて、これからのいろいろなたびに、必ず何かを我々が昔のようにやりたいというときには、金がついて回りますものですから、そのことを考えて、今の予算のあらまはよくわかりませんでしたけれども、そういうことを基本に据えて話し合いを持った方がいいのではないかと。この辺が案外あいまいでありますので、私、数学をやっておりましたから、責任ある立場として、ここで申し上げておきます。

以上です。

どうもありがとうございました。

今、蓮沼の土屋委員さんからお話がありましたとおり、そのような内容でございます。3分の1はどうしても返済、借金したものの返済、あるいは自己資金ということで一時負担が5%出てくるということで、特例債事業についても慎重に進めていかなきゃいけないということでもあります。

特例債事業そのものは、合併したことによって生ずるもの、そういうもので大枠はくくっておるわけでございますので、何に使えるかということで、そういうことの中の限定されたもの、例えば学校の統合をするために、2校であったものを1校にするとか、道路を結ぶために関係旧町村間を結ぶ広域的な道路とか、そういうもので特に合併されたことによって、一つの市にまとまる要素のものということで限定されているということでご認識をいただければありがたいというふうに思っております。

土屋さん、どうもありがとうございました。

事務局

土屋(健)委員	<p>関連してもう一つ、いすみ市の話を途中でしり切れトンボになりましたが、いすみ市の市長、保守系の市長さんですが、そのことを考えて、今から貯金をせっせとして、15年後のために蓄えていращやるということで、うちの共産党のほうの関係の議員から、その点は立派なやり方を私どもも検討しているということを聞いております。これはやはり広く皆さんも、いろんな方面に知人がいращやると思います。合併する市町村の動き、または福島県矢祭町のような、日本で唯一宣言して、合併をしないと行った町の様子とか夕張市の様子とか、いろいろと幅広く情報をキャッチして、責任ある審議をしていきたいものだな。そしてここで10億ずつ起債しているという、貯金しているということのお話がありましたので、これは大変結構なことだろうと思います。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>東金市との比較を土屋委員さんのほうから出ましたが、合併して旧町村の中では多くの施設がございまして、地方交付税ではすぐにそういう建物を一緒にするとか、そういうことはできないわけがございまして、そういう観点から、交付税そのものは旧町村のままで交付税算定されているというような状況から、東金市よりも10億円余り多くなっているというのが実情でございまして。東金市であれば、例えば施設、公民館にしてもすでに集約されているわけがございましてけれども、旧町村、それぞれ施設を持っているということで、先ほどの交付税のほうは、国の方からいただいたというような状況でございまして。</p> <p>そのほかに。</p>
土屋(健)委員	<p>それに関連しまして、各町村の固有の既存の建物に維持管理費がかかるという意味ですよね、維持管理費がかかるので、余計にもらわなければとてもやっていけない。東金市は50年前の昭和の合併で、もう既に縮小して整理していますから維持管理費は少なく済む、そういう点で16年後には10分の6に地方交付税も減るという覚悟で、今、維持管理費をできるだけ少なくしていくという点では、ちょっと、さっき質問し損なったのですが、教育委員会はすべて松尾から、そのもとあった千葉地方法務局成東出張所のほうに引越しをするそうですが、そういうのにしても、すべて維持管理費というものがついて回るということになるかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの方、いращやいますでしょうか。3時30分程度を目途にしていますので、まだ、時間的には余裕がありますが、どうでしょうか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
事務局	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、質疑がないということですので、これで質疑を閉めさせていただきます。どうもありがとうございます。</p>

周東委員	<p>ここで、前半の合同の会議のほうは終わりにさせていただきます。</p> <p>後半につきましては、各地域に分かれまして、それぞれ会議を行っていただくこととなります。</p> <p>ちょっと質問したいのですけれども、松尾の周東でございます。</p> <p>今、質問、打ち切られてしまったのですが、私の聞きたいのは交付税がありましたよね、特例債です。</p>
事務局	<p>特例債を成東町ではどうなってるの、使っていますか。現状は何か20億積んで2,000万円どうのこうのという話がありましたけれども、あれは特例債を積んであるわけではないのでしょうか。その辺は特例債どうなっているのか。</p> <p>特例債二通りございまして、1つは建設のための特例債でございます。今お話の中に、20億を積み立ててあるというのは、地域振興資金ということで、こちらも特例債なのですが、ソフトに対する積み立てをしているということでございます。ですから、2つに分かれるということで、まず、ご承知おきいただければというふうに思っています。</p>
周東委員 事務局	<p>建設、建物を建てるとか道路を整備するとか、そういうものと、それから今、運用益の話が出たと思います。運用することによって生じる運用益によって、地域で使う、例えば4地区ありますので4分の1使うという方法もありますし、市全体で2,500万使うという方法もございまして、そういうものとの二通りに分かれるということでございます。</p> <p>それは20億と考えていいのですか。</p> <p>今、特例債、地域振興資金については20億を積み立ててあるということでございます。</p>
周東委員 事務局	<p>積立額、それに対して市はどれくらいになるのですか。</p> <p>それに対して、先ほど土屋委員さんのほうから話がありましたとおり、20億のうちの5%は市で持っている分です。残り95%については、交付税の方に算入される、要は特例債として算入されるものなので、実質的には3分の1が負担になるのですが、3分の2はいただけるという言い方でいいのかわかりませんが、そのような形になっているということでございます。よろしいでしょうか。</p>
周東委員 事務局	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、恐れ入りますが、松尾地区の方は、ちょっと場所が離れていますのでお気をつけていただきたいと思います。</p>
土屋(健)委員	<p>今、周東さんのお声だと思いましたが、特例債は10年間の期間計画で、もちろん合併する前には計画をつけないければ合併は承認されませんでしたので、この中にも委員さん、合併協議会の方々いらっしゃいます。その方は資料をお持ちだと思いますけれども、例えば伊藤左千夫記念館は5月6日から改装記念的なものを初めました。あのお金は特例債を当初使うように計画書には載っておったわけですが、それがどの程度使われたか、よく私には把握できていませんが、ほとんどは宝くじ協会から企画の方々</p>

事務局	<p>力されて引き出したお金で、あれを修理したと、古い家屋を。その展示を今回、5月6日より始めているという情報もあります。</p> <p>だから、特例債事業は、先ほども必要な道路とか、合併に伴って消えてしまった例としては、松尾、蓮沼の給食センターを合併すれば2つよりも一緒にしたほうがいいのではないかとということで、松尾、蓮沼の給食センターを新たにつくるための特例債の計画もありましたが、これは今度、山武町と成東と2つだけ、3,000ずつ給食をつくれば、車で運転していけば、そのほうが安上がりだということで、松尾と蓮沼の給食センター、合併のものでつくられた、そういうわけで計画は、あくまでもあれは仮の計画だそうで、そこが一番皆さんから声を大にして、例えば山武町の新庁舎みたいな、それをいかに有効な建物にするべく建てるか建てないかとか、そういうものを地域の皆さんが話し合いをすればいいのではないのでしょうか。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>あと、ほかの方はいらっしゃいますか。もう一度、再度確認させていただきたいのですが、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
事務局	<p>それでは、次の会場のほうをご案内させていただきたいと思います。</p> <p>移動する会議室ですけれども、蓮沼地区につきましては保健センター、西側の建物のほうで、出張所の職員が一緒に行きますので、よろしく願います。</p> <p>それから松尾地区でございますが、こちら側の建物になります。やはり出張所の職員、一緒に行っていただきますので願います。</p> <p>それから山武地区でございますけれども、こちらの会議室、出たところの反対側に第3会議室がございます。そちらのほうでお願いしたいと思います。</p> <p>成東地区は第4会議室でございます、ここを出て左側に行きまして、一番角の部屋になっておりますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。</p> <p>地区ごとの会議は、3時45分から開催ということで、会議室のほうへお運びいただきたいと思います。よろしく願います。</p>